

平成29年度  
統一的な基準による財務書類  
(一般会計等) の解説

伊丹市 財政基盤部  
財政企画室 経営企画課



## 目 次

はじめに	1
財務書類作成上の基本的事項	2
1. 財務書類の種類	2
2. 作成基準日	2
3. 対象となる会計	2
4. 基礎数値	2
5. 一般会計等内部の相殺消去	2
財務書類作成上の個別的事項	3
1. 貸借対照表	3
2. 行政コスト計算書	6
3. 純資産変動計算書	9
4. 資金収支計算書	10
5. 財務書類4表の相互関係	11
平成29年度数値の解説	12

## はじめに

国や地方自治体などの公会計では、従来から「現金主義・単式簿記」方式が採用されてきました。この会計方式は、一般家庭でいう家計簿と同様に、現金収支のみに着目し、資金の流れや使い道がわかりやすいものとなっています。国や地方自治体の会計は、当該年度の歳出は当該年度の歳入で賅うという会計年度独立の原則に立ち、収支均衡予算となっていることから、一会計年度の財政責任を明確にする上では有効な会計方式だといえます。

一方、この方式では、どれだけの資産や負債が形成（ストック）されているのかという情報や、減価償却費などの現金の流れを伴わないコストの情報が把握できないことから、財務状況に関する説明責任、マネジメントが欠如することとなります。効率的な財政運営を行っていくには、保有している資産の有効活用や債務の適正な管理を行うとともに、行政サービスに要した総コストを把握し、その効果を検証することが重要であり、ALM（資産・負債の総合管理）やキャッシュフローの動向などについて、市民のみなさんにわかりやすく財政状況を説明する観点からも、バランスシートなどの形式で財務書類を作成することが求められています。

本市では、平成27年度決算まで総務省方式改訂モデルにより財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成し、公共施設マネジメントの施設維持コスト算定に「減価償却費」を計上するなど活用しておりました。

しかし、総務省改定モデルは固定資産台帳の整備が求められないなど簡便な方式であり、また、総務省改定モデル以外の方式により財務書類を作成している地方自治体もあることから、国において平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」がとりまとめられ、統一的な基準による財務書類を原則として平成29年度末までに全国の地方自治体で作成するよう要請がありました。

そのため、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類と財務書類4表のポイントや相互関係などを解説したものを作成しております。

今後も、よりわかりやすい財務情報の開示を行うと共に、将来に渡る財政の自立性の確保に努めてまいります。

## 財務書類作成上の基本的事項

総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 28 年 5 月改訂）」により、財務書類を作成しています。

なお、財務書類作成において各自治体に裁量が認められている部分については、「伊丹市統一的な基準に基づく財務書類作成基準」によっています。

### 1. 財務書類の種類

貸借対照表  
行政コスト計算書  
純資産変動計算書  
資金収支計算書

### 2. 作成基準日

平成 30 年 3 月 31 日

※出納整理期間（4 月 1 日から 5 月 31 日）における出納については、基準日までに終了したものとして処理しています。

### 3. 対象となる会計

一般会計  
中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

### 4. 基礎数値

各会計の歳入歳出データ、歳計外現金データ及び固定資産台帳等各種原簿・台帳データを基礎数値として使用しています。

### 5. 一般会計等内部の相殺消去

一般会計等財務書類については、各会計についてそれぞれ作成した財務書類を合算する際に、会計間の取引及び債権債務額を抽出し、相殺消去を行っています。

## 財務書類作成上の個別的事項

### 1. 貸借対照表

貸借対照表は、市が住民サービスを提供するために保有している資産の状況と、それらの資産を形成するための財源の調達手段等を示すものです。

「資産の部」には、これまでに取得した固定資産や現在保有している資金の残高が、「負債の部」には、それらを形成するために調達した財源のうち将来世代が今後負担することとなる借入金等の残高が、「純資産の部」には、これまでの世代によりすでに負担済みの額がそれぞれ表記されています。

借 方	貸 方
<b>資産の部</b> (土地・建物・預金など)	<b>負債の部</b> (借入金・未払金・引当金など)
	<b>純資産の部</b> (市税、国・県等補助金等により既に負担されたものなど)

#### (1) 有形固定資産・無形固定資産

固定資産のうち有形固定資産及び無形固定資産は、資産ごとにその取得から除売却処分に至るまで管理を行う固定資産台帳をもとに計上しています。

なお、減価償却については、事業供用の翌年度から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に定められた耐用年数を基礎とした定額法で行っています。

#### (2) 投資その他の資産

他の団体への出資金や貸付金、特定の目的のために積み立てている基金などを計上しています。

##### ①投資損失引当金

連結対象団体・会計に対する投資及び出資金のうち、市場価格のないものについて実質価格が30%以上下落した場合に、その差額を将来回収できないと見込まれる損失金額として引当計上しています。

##### ②長期延滞債権

市税や貸付金元金などの収入未済額のうち、1年を超えて回収されていないものを長期延滞債権として計上しています。1年未満のものについては、「流動資産・未収金」として計上しています。

### ③徴収不能引当金

長期延滞債権及び未収金等の債権のうち、翌年度以降に回収不能となることが見込まれる額をそれぞれ計上しています。見込額は、過去の不納欠損額などに基づき算定し計上しています。なお、未収金等の流動資産に係るものは、「流動資産・徴収不能引当金」に計上しています。

## (3) 流動資産

現金や財政調整基金など必要に応じていつでも使える資金や、1年以内に回収が見込まれる債権など、資産のうち流動性のあるものを計上しています。

## (4) 固定負債

翌々年度以降に償還していかなければならない借入金（地方債等）の残高や、発生する支払債務に係る引当金等を計上しています。

### ①地方債

年度末における地方債残高のうち、翌々年度以降の償還予定額を計上しています。翌年度の償還予定額は、「流動負債・1年内償還予定地方債」として計上しています。

### ②退職手当引当金

一般会計等に属する全職員が年度末に普通退職した場合の退職手当支給見込額を計上しています。

### ③損失補償等引当金

第3セクター等に対する損失補償債務のうち、将来負担が見込まれる額を引当金として計上しています。

## (5) 流動負債

翌年度中に償還しなければならない借入金（地方債等）の償還予定額や、賞与の支払債務に係る引当金等を計上しています。

### ①賞与引当金

賞与を一定期間勤務した対価の後払いと考えた場合、翌年度の6月に支給される賞与は、当年度の12月から翌年度の5月までの勤務に対して支払われるものと考えられることから、当年度の12月から3月に係る4ヶ月分を当年度のコストと認識して計上しています。

### ②預り金

市営住宅の敷金、契約保証金等を計上しています。

## (6) 純資産

資産合計と負債合計との差額を計上しています。資産を形成するために調達された財源のうち、すでにこれまでの世代により負担されたもので、固定資産等の形成に充てられたものとそれ以外に区分して計上しています。

### ①固定資産等形成分

資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されます。換言すれば、市が調達した資源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高（減価償却累計額の控除後）を意味します。

### ②余剰分（不足分）

市が費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されます。通常「余剰分（不足分）」に計上される額は、マイナスとなります。

## 2. 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、福祉や教育など様々な行政サービスを提供するために1年間に要した経費（人件費や物件費、発生主義会計特有の減価償却費など）と、それらの行政サービスの直接の対価として受益者から収受した使用料や手数料、負担金などの収入を明らかにした書類です。

なお、発生主義に基づき、実際に支払済み、あるいは収入済みか否かに関わらず、1年間にその事実が発生したものをすべて計上しています。

<b>経常費用・臨時損失 (A)</b> (人件費・物件費・減価償却費・補助金などの 資産形成を伴わない経費)
<b>経常収益・臨時利益 (B)</b> (使用料・手数料・負担金などの 受益者負担による収入)
<b>純行政コスト (A) - (B)</b> (市税や国・県等補助金等で賄ったコスト)

### (1) 経常費用

#### ①人件費

##### ア. 職員給与費

1年間に職員に支払われた給与や報酬などの経費を計上しています。ただし、退職手当と前年度に係る賞与は除いています。

##### イ. 賞与引当金繰入額

当年度12月から3月までの賞与相当額（翌年度に支払われる賞与）を計上しています。

##### ウ. 退職手当引当金繰入額

当年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額を計上しています。算式は「当年度末退職手当引当金－前年度末退職手当引当金＋当年度退職手当」となります。

##### エ. その他

議員報酬や委員報酬等を計上しています。

#### ②物件費等

##### ア. 物件費

賃金、旅費、光熱水費や消耗品費などの需用費、通信運搬費や手数料などの役務費、備品購入費、委託料（資産計上されないもの）などの消費的支出を計上しています。

##### イ. 維持補修費

資産の機能維持のために要した修繕費等を計上しています。

##### ウ. 減価償却費

貸借対照表に計上している有形固定資産及び無形固定資産について、耐用年数表に基づき当年度に償却した額を費用として計上しています。

##### エ. その他



上記以外の消費的支出を計上しています。

**③その他の業務費用**

**ア. 支払利息**

地方債および一時借入金に係る支払利息等を計上しています。

**イ. 徴収不能引当金繰入額**

当年度に徴収不能引当金として、新たに繰り入れた額を計上しています。算式は「当年度徴収不能引当金－前年度徴収不能引当金＋当年度不納欠損額」となります。

**ウ. その他**

過年度の市税還付金等を計上しています。

**④移転費用**

**ア. 補助金等**

他団体等に交付した負担金、補助金、交付金等を計上しています。

**イ. 社会保障給付**

生活保護費や児童手当、医療費給付など、法令等に基づいて被扶助者に支出した経費を計上しています。

**ウ. 他会計への繰出金**

特別会計への繰出金を計上しています。

**エ. その他**

租税公課などを計上しています。

**(2) 経常収益**

**①使用料及び手数料**

施設利用に係る使用料や、証明書発行に係る手数料などの受益者負担を計上しています。

**②その他**

基金の運用利息や学校給食費の弁償金など上記以外の経常収益を計上しています。

**(3) 臨時損失**

**①資産除売却損**

資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額を計上しています。

**②損失補償等引当金繰入額**

損失補償引当金の繰入額を計上しています。

**③その他**

上記以外の臨時損失を計上しています。

(4) 臨時利益

① 資産売却益

資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額を計上しています。

### 3. 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、1年間の純資産の変動を明らかにした書類です。

純資産変動計算書の「本年度純資産残高」の金額は、貸借対照表の「純資産合計」と一致します。

前年度末純資産残高 (A)	
増減 要因	純行政コスト(B)
	市税・地方交付税・国県等補助金など (C)
本年度末純資産残高 (A) - (B) + (C)	

#### (1) 純行政コスト

行政コスト計算書で計算された受益者負担だけでは賅えなかったコスト（純行政コスト）を計上しています。

#### (2) 財源

純行政コストをどのように賅ったのかを表すため、市税や地方交付税、国・県等補助金等の財源をそれぞれ計上しています。

#### (3) 固定資産等の変動（内部変動）

##### ①有形固定資産等の増加

有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加等を計上しています。

##### ②有形固定資産等の減少

有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少等を計上しています。

##### ③貸付金・基金等の増加

貸付金・基金等の形成による保有資産の増加等を計上しています。

##### ④貸付金・基金等の減少

貸付金の回収及び基金の取崩等による減少等を計上しています。

#### (4) 無償所管換等

無償で受贈した固定資産の評価額等を計上しています。

#### 4. 資金収支計算書

資金収支計算書は、キャッシュフロー計算書ともいわれるように1年間の資金（キャッシュ）の出入りを示したもので、貸借対照表に計上されている「現金預金」の期中増減明細になります。

「業務活動収支」には、資産形成を伴わない行政サービスに係る資金の出入りを、「投資活動収支」には、道路整備や土地購入などの資産形成に係る資金の出入りを、「財務活動収支」には、地方債に係る資金の出入りを示しています。

<b>業務活動収支①</b> (人件費・物件費・社会保障給付など、 日常の行政サービスに係る資金収支)
<b>投資活動収支②</b> (施設や道路整備・土地購入など、 資産形成に係る資金収支)
<b>財務活動収支③</b> (地方債の借入・元金償還など、 財務活動に係る資金収支)
<b>本年度資金収支額①+②+③=(A)</b>
<b>前年度末資金残高(B)</b>
<b>本年度末資金残高(A)+(B)=(C)</b>
<b>本年度末歳計外現金残高(D)</b>
<b>本年度末現金預金残高(C)+(D)</b>

##### (1) 業務活動収支

支出は、人件費、物件費、社会保障給付など資産形成を伴わない日常的な行政サービスを行うために支出された資金を計上します。

収入は、市税や地方交付税、行政サービスの対価としての受益者負担などにより、当年度中に収入された資金を計上しています。

##### (2) 投資活動収支

支出は、公共資産を整備するために支出した資金や、基金への積立額などを計上しています。

収入は、それらの財源として収入した国・県等補助金や、基金からの取崩額などを計上していません。

##### (3) 財務活動収支

支出には、地方債の元金償還額などを計上しています。

収入には、地方債の借入額などを計上しています。

## 5. 財務書類4表の相互関係

4表間の各数値は、下図のように一致することにより、経理処理の信頼性が担保されています。

【貸借対照表】

借方	貸方
資産	負債
	純資産
現金預金	

【行政コスト計算書】

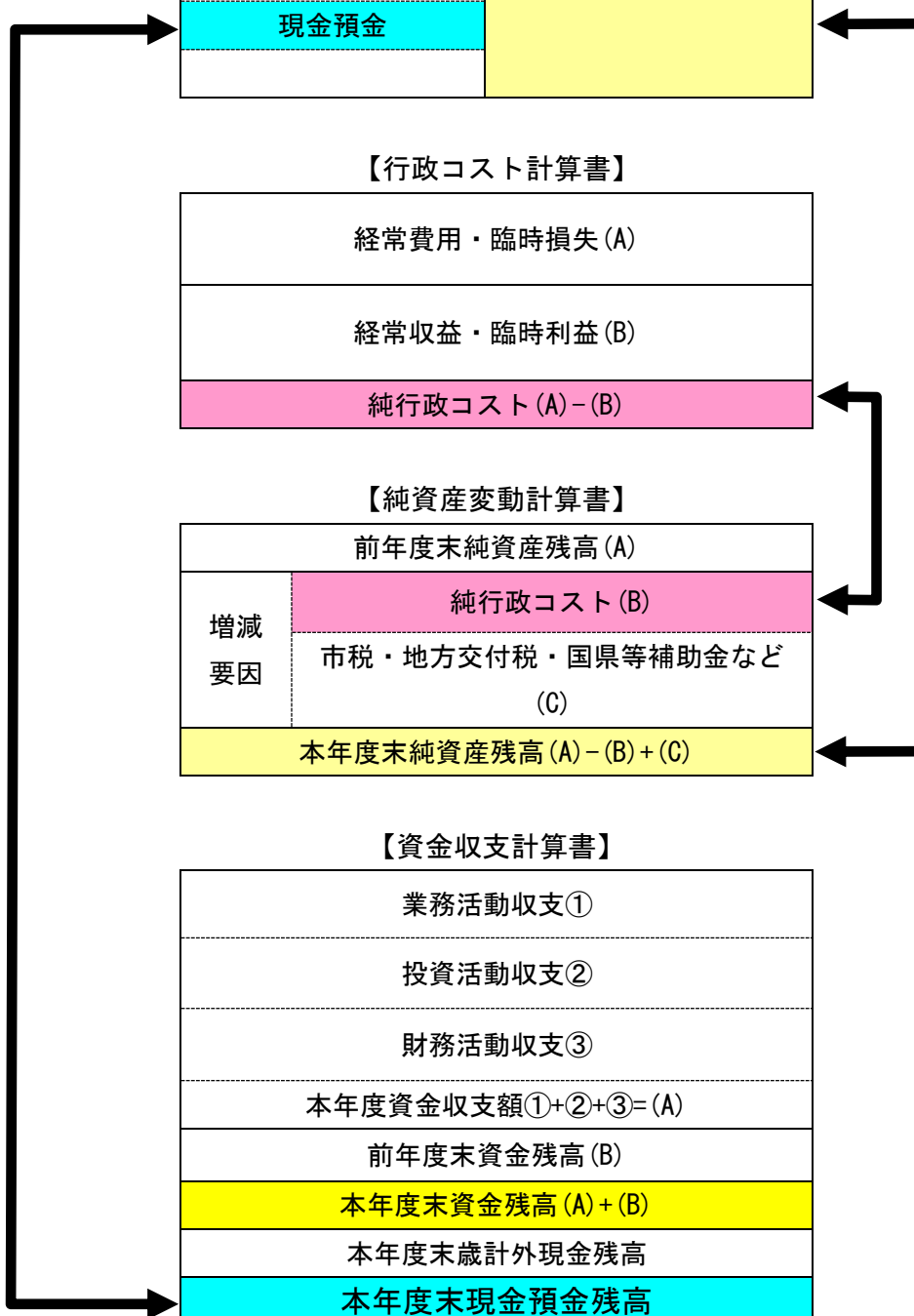
経常費用・臨時損失 (A)
経常収益・臨時利益 (B)
純行政コスト (A) - (B)

【純資産変動計算書】

前年度末純資産残高 (A)	
増減 要因	純行政コスト (B)
	市税・地方交付税・国県等補助金など (C)
本年度末純資産残高 (A) - (B) + (C)	

【資金収支計算書】

業務活動収支①
投資活動収支②
財務活動収支③
本年度資金収支額①+②+③= (A)
前年度末資金残高 (B)
本年度末資金残高 (A) + (B)
本年度末歳計外現金残高
本年度末現金預金残高



## 平成29年度数値の解説

### 1.貸借対照表（BS）のポイント

期末時点の財政状態を明らかにしたものが貸借対照表です。

「資産」は現在保有している資産の状況を、「負債」は今後負担すべき債務を表しており、「純資産」は資産と負債の差額が表示されます。

貸借対照表（BS）の要約

（単位：億円）

資産		負債	
庁舎、学校等の土地	1,448	地方債	610
庁舎、学校等の建物・工作物	616	退職手当引当金	70
道路、公園等の土地 (E)	1,321	賞与等引当金	8
道路、公園等の建物・工作物	263	その他債務等	6
建設中の建物・工作物等	1	負債合計 (B)	694
物品	26	純資産	
有価証券・出資金	53		
貸付金その他債権等	31	純資産合計 (C)	3,233
基金 (D)	151		
現金預金	17		
資産合計 (A)	3,927	負債・純資産合計	3,927

#### ポイント

- ・資産は3,927億円（A）です。市民1人当たり194万円になります。
- ・負債は694億円（B）です。市民1人当たり34万円になります。
- ・純資産は3,233億円（C）です。市民1人当たり160万円になります。
- ・市の貯金ともいえる基金の残高は151億円（D）です。期首の基金残高が137億円だったことから1年間で14億円増加しました。
- ・有形固定資産の合計が3,675億円（E）となっています。これだけ膨大な資産を維持していくための財源確保が今後の課題となります。

※市民一人当たりの計算は、住民基本台帳の人口202,050人（平成30年3月31日時点）をもとに計算しています。

## 2.行政コスト計算書（PL）のポイント

1年間の行政サービスにかかったコストを明らかにしたものが行政コスト計算書です。「歳出」をそのまま計上するのではなく、1年間の行政活動による「資産価値の減少」（減価償却費）や「将来の支払義務の発生」（引当金繰入額）など、現金支出を伴わない費用もコストと認識して計上しています。

行政コスト計算書（PL）の要約

（単位：億円）

費用・損失		収益・利益	
人件費（引当金繰入額除く）	109	使用料及び手数料	31
退職手当・賞与等引当金繰入額	15	その他	22
物件費	135	経常収益計	53
減価償却費	(B) 46	土地等の資産売却益等	1
補助金等	88	臨時利益計	1
社会保障給付	178	経常収益・臨時利益合計	54
他会計への繰出金	51		
その他費用	12		
経常費用計	634	純行政コスト	(A) 580
土地等の資産除売却損	0		
臨時損失計	0		
経常費用・臨時損失合計	634		

## ポイント

- ・純行政コストは 580 億円 (A) です。今年度の行政サービスのために発生したコストになります。平成 29 年度の市民 1 人当たりコストは 29 万円となります。
- ・減価償却費は 46 億円 (B) です。市が保有する施設を現状の規模で維持していくために必要な費用と言い換えることができ、毎年度多額の費用がかかっていることが分かります。

### 3.純資産変動計算書（NW）のポイント

1年間の行政活動の結果、純資産がどのように変動したかを明らかにしたものが純資産変動計算書です。

「行政コスト計算書」（PL）で計算された純行政コストが、税金・補助金等でどのように賄われたかを表しています。

前年度末純資産残高	3,157
純行政コスト（PLより転記）	▲580
税金、交付税等	423
国・県からの補助金	172
無償で受贈した固定資産の評価額等	61
本年度純資産変動額	(A) 76
本年度末純資産残高	3,233

#### ポイント

- ・本年度純資産変動額は76億円（A）です。1年間の行政活動による純資産変動額であり、平成29年度は当該年度のコストをその年度の財源で賄っており、さらに正味財産が76億円増えたことを意味します。



## 4.資金収支計算書（CF）のポイント

どのような収入をどのように使用したのか、1年間の資金の収支を明らかにしたものが資金収支計算書です。

活動区分を「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」の3つに区分して表しています。

資金収支計算書（CF）の要約

（単位：億円）

人件費、物件費、補助金、社会保障給付等の業務支出	▲585
税金、交付税、補助金等の業務収入	636
業務活動収支	(A) 51
公共施設等の整備費、基金の積立等の投資活動支出	▲66
公共施設等の整備に充てる補助金、基金の取崩等の投資活動収入	30
投資活動収支	(B) ▲36
地方債償還等の財務活動支出	▲67
地方債発行等の財務活動収入	49
財務活動収支	(C) ▲18
本年度資金収支額	▲3
前年度末資金残高	19
本年度末資金残高	16
本年度末歳計外現金残高	1
本年度末現預金残高	17

## ポイント

- 業務活動収支は51億円（A）です。通常、業務活動収支はプラスになり、業務活動によりどれだけ投資や借入金の返済に回せるお金を獲得したかを表します。
- 投資活動収支は▲36億円（B）です。通常、投資活動収支はマイナスになり、設備投資などの投資活動がどの程度行われたかを表します。
- 財務活動収支は▲18億円（C）です。財務活動収支がマイナスとなっている場合、それだけ地方債の償還が進んだと言えます。

## 5.その他分析指標のポイント

### (1) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）・・・21億円の黒字

当該年度の市債発行額を除いた歳入と地方債の元本返済・利子支払を除いた歳出との収支のことを言います。プライマリーバランスが赤字の場合、将来の世代に負担を転嫁することになります。

算式 (業務活動収支 + 業務活動収支中の支払利息支出) + 投資活動収支

### (2) 純資産比率・・・82.3%

貸借対照表の資産合計に対する純資産合計の割合を言います。純資産比率が高いほど将来世代の負担割合が軽いことを意味します。

算式 純資産合計 / 資産合計

### (3) 債務償還可能年数・・・9.3年

市の実質的な債務（地方債残高や退職手当引当金などから、充当可能な基金等を控除した債務）が、業務活動収支の黒字分（地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の今期発行可能額を加えた額）の何年分あるかを表しています。債務償還可能年数が短いほど、債務償還能力が高いと言えます。

算式 (将来負担額 - 充当可能基金残高) / (業務収入等 - 業務支出)

### (4) 有形固定資産減価償却比率（資産老朽化比率）・・・56.8%

建物や工作物等の減価償却を行う資産について、取得価額等に対する減価償却累計額の割合で算出され、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

算式 減価償却累計額合計 / 償却資産の取得価額等合計

(参考)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
老朽化比率	53.4%	54.3%	55.6%	56.2%	56.8%

※～H27は総務省改定モデル、H28～は統一的な基準により算出した比率

## 6. 総括

平成29年度決算についても、現金主義による「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」は黒字、発生主義による「本年度純資産変動額」も増加となっており、フロー面の決算分析においては良好な結果となっています。

一方、ストック面においては、国の経済対策等を活用した積極的な投資を行いつつも資産老朽化比率は年々上昇しており、資産老朽化比率の増加の抑制のためには、更なる投資が必要という結果となっています。しかし、今後の少子高齢化による社会保障経費の増加や税収の伸び悩みにより、更なる投資を行うことが極めて困難な状況が予想される中、資産の老朽化を改善するためには、現状の資産規模から適正な資産規模へ縮小することが必要となってきます。

今後とも、公共施設マネジメントを着実に推進し、将来に渡る財政の自立性の確保を行うことにより、市民サービスの質を維持・向上させていくことが重要となります。